

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 事業の概要 】

保育の必要性を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で認定こども園等を利用可能とする通園制度で、在宅児童及び保護者に保育サービスを提供することで、家庭で過ごすだけでは得られないさまざまな経験を通じて、子どもの育ちを応援する事業です。

【 現状 】

令和7年度（2025年度）から実施。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	85	166	166	166	166
0歳児	34	67	67	67	67
1歳児	42	82	82	82	82
2歳児	9	17	17	17	17
確保方策	85	166	166	166	166
0歳児	34	67	67	67	67
1歳児	42	82	82	82	82
2歳児	9	17	17	17	17

【 これからの方向性 】

本事業は、令和7年度（2025年度）に地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度(2026年度)からは子ども・子育て支援法に基づく給付制度として全国で一律に実施されます。

本市でも、令和7年度(2025年度)に、特定教育・保育施設や特定地域型保育等で実施し、ニーズ把握とノウハウの蓄積に努めるとともに、令和8年度(2026年度)からは、国等の動向を踏まえながら、給付事業を実施します。